

第 2 1 回 柏市下水道事業経営委員会会議録

1 開催日時

令和元年 1 1 月 2 7 日（水） 午後 3 時～午後 4 時 3 0 分

2 開催場所

柏市役所 分庁舎 2 第 1 ・ 第 2 会議室

3 出席者（※委員氏名の記載の順序は、不同です。）

（委員）

落合委員，板倉委員，伊藤委員，斉藤委員，椎名委員，竹内委員，高橋委員，谷委員，内藤委員，中屋委員，沼澤委員，渡邊委員

（事務局）

君島土木部長，内田土木部次長兼下水道整備課長，大作下水道維持管理課長，横枕雨水排水対策室長，原下水道経営課長 他 7 名

4 議題

- (1) 公共下水道受益者負担制度の見直し
- (2) 決算報告・経営指標
- (3) 適正な下水道使用料設定と経営見直し

5 議事（要旨）

- (1) 公共下水道受益者負担制度の見直し（資料 2）

事務局から公共下水道受益者負担制度の見直し（答申案）について説明を行い，この後これらについて質疑応答を行った。質疑は特になく，答申案のとおり了承された。

- (2) 決算報告・経営指標（資料 3）

事務局から決算報告・経営指標について説明を行い，この後これらについて質疑応答を行った。質疑内容は以下のとおりである。（Q は質問，A は回答，C はコメントを表す。）

Q：P. 8 人口普及率の平成 29 年と平成 30 年の割合がほぼ同じだが，分母と分子の数値に変化がなかったということか。【斉藤委員】

A：行政区域人口と処理区域内人口の増えかたが同じくらいであったため，あまり伸びているようには見えないが，行政区域人口が約 3,800 人，処理区域内人口が約 4,200 人増加している。【事務局】

Q：人口が増加したということは，それにあわせて使用水量も増加するのか。【斉藤委員】

A：人口は増加したが，世帯あたりの人数は減少しており，更に節水型の設備が増えているため，世帯あたりの使用水量は減っている。そのため，使用水量が増加するとは必ずしも言えない。

【事務局】

Q：P.3 資本的収支の企業債について，平成 29 年と平成 30 年を比べると約 5 億円収入額が増えているが，企業債残高は減っている。これは何故なのか。【斉藤委員】

A：借りた額よりも多く返すことで，企業債残高が減っていくという計算である。【事務局】

(3) 適正な下水道使用料設定と経営見通し（資料 5）

事務局から適正な下水道使用料設定と経営見通しについて説明を行い，この後これらについて質疑応答を行った。質疑内容は以下のとおりである。

（Q は質問，A は回答，C はコメントを表す。）

Q：P. 10 下水道使用料の表について，1 か月の使用水量となっているが，一般家庭で使用する量にしては多いと感じる。1 か月ではなく，1 年ではないのか。【斉藤委員】

A：1 か月あたりの使用水量である。検針は 2 か月に 1 回なので，検針時の数値を 2 で割ると，1 か月あたりの使用水量が算出される。一般家庭でもこれくらいは使っている。【事務局】

Q：P. 15 人口分析について，柏市水道事業では令和 7 年まで給水量の見込みを出しているようだが，令和 1 年までの見込みしかないのか。【落合委員】

A：今手元に資料はないが，給水量は減る見込みである。令和 7 年までの見込みも出している。【事務局】

Q：P. 15 の柏市の総人口の見通しについて，令和 7 年から減少するという根拠は。【高橋委員】

A：企画調整課から人口推計の専門家に依頼し算出された数値を使用している。このとおりに進むとは限らないので，あくまでも推計である。【事務局】

Q：不明水について，地下水が管の繋ぎ目から入ってきたり，本来は雨水管に繋ぐはずのものを誤接続していることなどが原因かと思うが，市で何か対策はしているのか。【板倉委員】

A：昨年度から始まった包括的民間委託で調査を行っている。また、誤接続についても毎年調査をしている。【事務局】

Q：P.32 経費回収率はあまり変わらないということだが、今後市内に商業施設が建っていけば、その分使用水量も上がると思う。そういうことは見込んでいないのか。【斉藤委員】

A：商業施設が建つという確実な予定がなかったため、見込んでいない。もし建てば、その分使用水量は増えると思う。【事務局】

Q：P.32 このシミュレーションは、令和3年度から具体的な事業をせず、料金体系が変わらなかった場合の数値ということによいか。【落合委員】

A：そのとおりである。【事務局】

Q：令和4年に下水道事業と水道事業が統合する計画があると思うが、シミュレーションに影響はあるのか。【斉藤委員】

A：統合による職員数の変化も見込んで算出している。【事務局】

Q：下水道使用料と水道料金は関係する部分があるが、下水道使用料を改定した場合、水道料金も改定になるのか。【中屋委員】

A：今のところそのような話は出ていない。【事務局】

Q：P.32の内容が最終的な方向性ということか。【落合委員】

A：そのとおりである。【事務局】

Q：上水道を使っている場合は、その使用水量を基準に下水道使用料を算定するが、井戸水使用の場合はどのように料金を算定しているのか。【板倉委員】

A：使用者が事業所の場合はメーターをつけてもらっており、一般家庭の場合は世帯人数に応じて、汚水排除量を認定している。

【事務局】

6 その他

(1) 前回の経営委員会で継続審議とした事項（資料4）

事務局より前回の経営委員会で継続審議とした事項（既存計画にある「下水熱利用」の今後の方向性について）について報告を行い、これらについて質疑応答を行った。質疑は特になし。また、次回への継続審議とした。

(2) 公共下水道受益者負担制度の見直しについて（答申）

平成31年5月15日付け柏土経第87号の諮問に対して、別添のとおり、答申を受けた。

7 傍聴

傍聴者なし

8 次回開催日時（予定）

令和2年2月14日（金曜日）